

広島高等裁判所令和5年(ワネ)第3号 損害賠償請求控訴事件

[原審:広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第16号損害賠償請求事件]

控訴人(原告) 高野 邦夫 (コウノクニオ)

被控訴人(被告) 国 代表者法務大臣 小泉龍司

## 控 訴 趣 意 書

上記当事者間の広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第16号損害賠償請求事件[令和5年12月18日判決言渡・同年12月19日判決書送達・同年12月21日控訴]について、控訴人は下記の通り控訴趣意(理由)を陳述する。

上記控訴人 <sup>こうのくに</sup>高野邦夫 令和6年1月28日作成

広島高等裁判所 御中

### 記

#### 第一. 序 論

1. 以下においては控訴人を「私」、被控訴人国を「国」、訴外津田廣雄を「廣雄」と、訴外広島県を「県」と、原審岡村結衣裁判官を岡村裁判官と略称する。その他の用語については、なお従前の例によります。
2. 原判決に対しては多大の不服があるけれども、原審で陳述したものを全て陳述する他、就中、断じて承服しかねる点を、掻い摘んで控訴趣意(理由)として陳述いたします。

#### 第二.控訴理由第1点

- 1.原判決は、下枠内で赤下線部の通り判決理由を述べる。

#### 第3 当裁判所の判断

- 1 原告は、裁判官が、文書提出命令を却下した直後に弁論を終結した行為について、民法709条の不法行為を構成する旨を主張し、被告に対し、民法715条1項に基づく損害賠償請求をしているところ、原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は失当である。

- 2.しかしながら、判決理由とは何か書けば良いというものでは無い筈である。その判断が生じた筋道が理由なのである。

○り - ゆう【理由】・・イウ ←【広辞苑第五版】より引用

①物事の成り立っているすじみち。その結果が生じたわけ。「反対の一」

②〔哲〕論理的関係においては前提と同義。実在的関係の場合には原因と同義。前者の論理的理由と区別するため後者を実在的理由ともいう。根拠。帰結。

★民事訴訟法第 253 条（判決書）

判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 事実

三 理由

四 口頭弁論の終結の日

五 当事者及び法定代理人

六 裁判所

2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

3. 原判決は「原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法 715 条 1 項は適用されない」と判断のみ示している(理由不備の違法)。

● 1 通産省の自動車運転手が、大臣秘書官としていつもその自動車に乗車し、辞表提出後ではあったがまだ官を失っていなかった者を乗車させて自動車を運転中、事故を起こした場合、たとえ右秘書官の私用を満たすため運転したものであっても、通産省の事業の執行につき生ぜしめたものである。(最判昭 30・12・22 民集九一一四一二〇四七)

判 2 損害賠償請求訴訟が民法に基づいてなされているか国家賠償法に基づいてなされているかは単なる原告の法律上の意見にすぎないから、裁判所が民法による請求を本法による請求にひきなおして判断することは差し支えなく、原告がその原因たる事実を主張している以上弁論主義に反するものではない。(高松高判昭 49・10・31 下民集二五一九～一二一八七七)

4. 上枠内に引用した最高裁の判例 1 は、国家公務員が被用者として民法 715 条 1 項の適用がある事を当然の前提としていると解せられる。また判例 2 によれば、国家賠償法 1 条 1 項と民法 715 条 1 項は「流動的なもの」と解しているようである。この点を原判決の判断のように言える理由があるなら、拝聴してみたいものである(求釈明)。

第三. 控訴理由第 2 点 日本は基本的に成文法主義の国であり慣習法の国ではない。

1. 最高裁判所の判例といえども、当該個別的事件についてのみ拘束力があると解せられるところ、一般化される理由は無い。

2. 然るに原判決は相手方当事者=国の引用する下級審判例に盲目的に迎合するのみで、自らの良心で裁判したと言える代物では断じてない(国の引用する下級審判例の引き写し)。

3. 本訴の重要点は、「即時抗告が出来る事が法的権利であるか否か」なのである。

#### 第四.控訴手続について

- 1.そもそも、控訴・上告のような上訴手続は、上訴裁判所に対して行うものである。それを現行手続では原審で行うようになっている。
- 2.今もし、当該上訴審で上訴手続が可能であれば、本件抗告却下決定(甲第3号証)のような「お手盛り決定」など加藤弾裁判官が出せる理由がなかったのである。本件のような「お手盛り決定」が繰り返されないよう、法改正がなされるべきだと思料される(立法論)。

#### 第四.争点外しの加藤弾元裁判官の擁護判決である

- 1.加藤弾裁判官の即時抗告却下決定(甲第3号証)は、私の提出した即時抗告状(甲第1号証)及び抗告理由書(甲第2号証)に対して下したものである。

証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、証拠調べの必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできない (最高裁平成11年許第20号同12年3月10日第一小法廷決定・民集54巻3号1073頁参照)。また、文書提出命令の申立てを却下する決定に対し口頭弁論終結後にされた即時抗告は不適法である (最高裁平成13年許第2号同年4月26日第一小法廷決定・集民202号229頁参照)。

- 2.しかしながら、この引用判例は事案を異にするものであり、失当という他ない。何故なら、第4回口頭弁論期日(結審)に加藤弾裁判官は、私の文書提出命令申立書(二通)に対して「これは必要ありません」と2回程言い口頭で却下した。結審まで僅か数分前の事だった。
- 3.一週間の不変期間はおろか僅か数分では、神ならぬ私に即時抗告など出来る筈がない。僅か数分が「短すぎて国民に不能を強いて違憲であるということはない」と言えますか、もし「不能を強いるものではない」というなら方法を示して戴きたい(求釈明)。
- 4.この結審日に文書提出命令申立書を却下するという手口(手段・方法)は、加藤弾裁判官の大先輩の綿引万里子(元)裁判長(甲第12号証)が使った手口と同じである。
- 5.結論から述べるなら、加藤弾裁判官は、私の即時抗告権を封ずる目的をもって、故意にこの手口を使ったと言う他ない(即時抗告権侵害の公務員職権濫用行為)。

#### ★民事訴訟法

- ・第223条(文書提出命令等)

7文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

- ・第332条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

- 1五日の期間は短すぎて国民に不能を強いて違憲であるということはない(最決昭24・7・23民集三一八―二八一) ←僅か数分でこのように言えますか(反対解釈)?

#### ★刑法第193条(公務員職権濫用)

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

## 第五.憲法違反、並びに実質論

- 1.憲法 31,32 条の趣旨は、その性質に反しない限り民事手続に準用されると解される。
- 2.判決も決定も裁判なのであるから、公明正大でなくてはならない。公明正大でない裁判は、憲法 32 条の裁判を受ける権利を侵害し、また憲法 76 条③項にも抵触するものと思料される。さらに手続・判決書において、被告国に給じて与している点は憲法 14,31 条違反と言わざるを得ない。
- 3.判決書及び決定書は、裁判書であり、また有印公文書である。したがって、当該裁判官が「その良心を偽り、判決書に虚偽事実を記載した場合は、有印虚偽公文書作成罪となり、正本の送達は行使罪となるとも解せられる。

【広辞苑第五版】より引用

○こうめい - せいだい【公明正大】

心が公明で少しも私心のないこと。

☆憲法

\*第 14 条 [法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界]

①すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②③省略

\*第 31 条 [法定手続の保障]

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

\*第 32 条 [裁判を受ける権利]

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

\*第 76 条 [司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立]

① ② 省 略

③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

## 第六. 結 語

- 1.以上要するに、岡村裁判官は、加藤弾裁判官の即時抗告侵害の不法行為を庇護隠蔽する目的をもって裁判行為を行ったと解せられる。

★刑法第 103 条 (犯人蔵匿等)

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2.即ち実質的に、岡村裁判官は加藤弾裁判官の公務員職権濫用罪(刑法第 193 条)を庇護隠蔽する目的で形式的な裁判行為により犯人隠避行為(刑法第 103 条)を行ったと解せざるを得ない。尚詳細な主張及び立証が必要であれば、国の答弁書を拝見した後、準備書面等で行う所存です。

以上控訴人 こう の くに お 高野邦夫